

古沢ちい子議員に対する問責決議

栃木市議会は地方自治体における二元代表制の一翼を担う市民を代表する議事機関であり、その構成員たる議員は、選挙において市民からの負託を受け、市民のために行動する責務を負っている。

しかし、古沢ちい子議員は、民生常任委員会副委員長の立場でありながら R7 年2月18日に行われた陳情者の意見陳述の場において、陳述者と委員の質疑応答中にも関わらず、突然、途中退席した。この行為は切実な訴えを行っていた市民である陳述者に戸惑いと不快な思いをさせ、陳情者に議員の在り方への不信を与えるに十分であった。このことは後日、陳述者等が行った記者会見で発表されている。

また今6月議会における副議長選挙時の質疑応答において、古沢ちい子議員は令和6年8月2日に開催された議員研究会（地方自治法100条12項、栃木市議会会議規則159条1項に規定される会議）を欠席し、同日開催された長岡花火大会を目的とした私的な観光旅行に行ったことを認めた。事前に議会事務局に提出した議長宛会議欠席届において、欠席理由を「事前に予定されていた栃木うづまライオンズクラブの事業に参加するため」としていたが、同日栃木うづまライオンズクラブにおいて事業は予定されておらず、これは虚偽記載であったことが後日判明した。

古沢ちい子議員が行った陳情者による意見陳述の場からの退席及び私的な観光旅行のために公務を欠席したこと及び会議を欠席する理由の虚偽申告は、市民から信託を受けた議員としてあるべき行為でなく、議員の政治倫理にもとる行為であった。

よって、栃木市議会は古沢ちい子議員に対し、自身がとった一連の行動に対して猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和7年6月25日

栃木市議会